

山知福第139号
令和2年3月25日

各施設・事業所長 様

一般財団法人 山口県知的障害者福祉協会
会長 古川英希
(公印省略)

「施設入所者共済互助会運営規則」及び「施設入所者共済互助会運営規則実施要領」の一部改正について（通知）

このことについて、別添新旧対照表によりその一部を改正し、令和2年4月1日から施行（健康手当金の額の変更は令和元年度分から）することとしたので通知します。

ついては、下記事項に留意の上、施設入所者共済互助会制度の事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、入院給付金は令和2年4月1日以降の入院分から日額5千円から7千円に引き上げられますが、一会計年度に受け取れる合計額は10万円と変更ありません。

また、健康手当金の額は、先の理事会（3月18日）において、令和元年度分は4千円となることと決定しましたのでお知らせします。（令和2年度分は現在と同じ3千円としていますが、互助会の最終収支状況により引き上げられることがあります。）

記

【留意事項】

- (1) 当面の事務処理は、併せて送付する「令和2年度施設入所者共済互助会入院給付金及び健康手当金の請求について」によってください。
- (2) 令和2年度からの事務処理は、併せて送付する「施設別台帳・各諸様式」によってください。（ただし、3月19日現在で作成していますので、以後の異動による修正を施設別台帳に加えてください。）

- ・【番号_施設名】台帳・各種様式(保護付き) ※エクセルファイル
- ・【記載・使用例】台帳・各種様式(印刷用A4) ※PDFファイル

事務局
担当 山崎
TEL (083) 925-2424
FAX (083) 925-2212